

公益財団法人大田区産業振興協会の名義使用を希望される方へ

1 名義の種類

使用承認できる名義は、以下の 3 種類です。

名義	用語の意義
共催	公益財団法人大田区産業振興協会（以下「協会」という。）の事務事業又はこれと密接な関係を有する事務事業について、協会が協会以外の事業者（以下「主催者」という。）と共同して当該事務事業を主催すること。
後援	主催者が行う事業に協会が間接的に協力するため、協会の名義使用を承認すること。
協賛	主催者が行う事業に協会が賛同の意思を表示するため、協会の名義使用を承認すること。

2 審査基準

名義の使用承認にあたり、次の各号に基づいて審査します。

- (1) 事業の主催者は、大田区暴力団排除条例（平成 24 年 6 月 22 日条例第 38 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号から第 3 号に該当せず、次のアからエのいずれかに該当すること。
ただし、過去において、「4 遵守事項」を遵守しなかった者又は「5 承認の取消し」に該当した者又は無断で名義使用した者による申請は認められません。
 - ア 官公署
 - イ 公益法人、NPO（民間非営利団体）及びこれに準ずる団体
 - ウ 大田区商店街連合会、大田区商店街振興組合連合会、一般社団法人大田工業連合会、東京商工会議所大田支部、一般社団法人大田観光協会及びそれぞれの傘下団体
 - エ その他、次のいずれかに該当する団体
 - (ア) 団体を構成する企業又は個人の経営改善のための事業を、計画的かつ 1 年以上継続して行っていること
 - (イ) 4 社以上の企業又は個人で構成されており、かつ、構成する企業の 2 分の 1 以上が中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する会社又は個人であること
 - (ウ) 団体を構成する企業又は個人の 2 分の 1 以上が、区内に事業所を有すること
 - (エ) 商業関係団体については、大田区に商業関係団体届出要綱（平成 3 年 5 月 28 日付け産産発第 119 号助役決定）に規定する届出をしていること
 - (オ) 理事長が特に認めた団体であること
- (2) 事業内容が、次のすべてに該当すること。
 - ア 協会の施策の推進に寄与すると認められるものであること
 - イ 営利その他の私的な利益を目的としていないものであること

- ウ 政治活動又は宗教活動と認められるものではないこと
- エ 公益性が高く、主催者団体の構成員の会議、研修、講習、親睦等のために行われるものではないこと
- オ 事業の目的又は内容が暴力団（条例第 2 条第 1 号）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものと認められるものではないこと

（3）その他、次の基準を満たしていること。

- ア 講演会、講習会等の場合は、その講師が事業目的に適当な者であること
- イ 主催者が参加者から入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、その額が実費相当であり、事業の目的に照らし社会通念上相当の額であること
- ウ 開催にあたり、公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること
- エ 開催場所は原則として大田区内とする。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りでない

（4）（1）から（3）までにかかわらず、次の事業に関する申請は認めない。

- ア 過去において、「5 承認の取消し」に該当した事業又は無断で名義使用した事業
- イ 理事長が名義使用を適当でないと認めた事業

3 申請方法

「名義使用申請書」（第 1 号様式）	必要書類
必要書類を添付して、事業実施の 2 か月前までに <u>お申込みください。</u> 通常 2 週間程度で承認又は不承認の通知を行います。 承認には条件を付す場合があります。	※ただし、別途書類を提出いただく場合があります。 （1）事業を主催する団体等の定款、規約その他団体等の概要を明らかにする書類 （2）役員及び事業関係者の住所、氏名及び役職名等を明らかにする書類 （3）開催要項、企画書等、事業の目的及び内容を明らかにする書類（収支予算書を含む）

4 遵守事項

承認を受けた申請者（以下「名義使用者」という。）は次の各号を遵守しなければなりません。

- （1）名義の使用承認を受けた事業以外に名義を使用しないこと。
- （2）承認期間は、承認した日から当該事業終了までとする。
- （3）事業の開催については、名義使用者が一切の責任を負い、安全上等において細心の注意を払い事業を実施すること。
- （4）申請書に記載された計画に基づき事業を実施すること。
 変更、中止等が生じたときは、速やかに「名義使用事業変更申請書」（第 4 号様式）又は「名義使用事業中止届」（第 10 号様式）を協会に提出すること。
- （5）名義使用者は、事業終了後 2 か月以内に、必要書類（収支報告書、チラシ、ポスター、パンフレット、プログラム等）を添えて、「名義使用事業実施報告書」（第 7 号様式）を協会に提出

すること。

(6) その他、別途付した条件がある場合、これを守ること。

5 承認の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取消することがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき
- (2) 「2 審査基準」を満たしていないことが判明したとき
- (3) 「4 遵守事項」を守らないとき
- (4) 事業内容が申請と著しく相違しているとき
- (5) 協会の名義使用にふさわしくないと認められる行為があったとき

6 事業終了後

「名義使用事業実施報告書」(第 7 号様式)	必要書類
に必要書類を添付して、事業終了日から <u>2 か月以内</u> に提出をしてください。	(1) 収支報告書 (2) 事業に係るすべての印刷物(チラシ、ポスター、パンフレット、プログラム等)

7 その他

名義を使用した印刷物等を作成する場合は、事前にその原稿を協会に提出してください。

報告書を提出しない場合や、申請と異なる事業を行った場合は、以後の名義使用の承認はできかねますので、ご注意ください。

〈 問合せ先 〉

公益財団法人大田区産業振興協会

電 話 番 号 03-3733-6477

ファクシミリ 番号 03-3733-6459